



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 10 月 7 日 (月曜日) 号外 第 37 号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

頁

公安委員会規則

○地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 7 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 8 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（令和 2 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
特殊勤務手当認定要件表			特殊勤務手当認定要件表		
作業の種別	認定要件	備考	作業の種別	認定要件	備考
[略]			[略]		
第 2 号の作業 指紋、手口 若しくは写真 又は理化学の 知識、法医学 の知識若しく は銃器弾薬類 の知識を利用 する犯罪鑑識 作業	1 職員が、犯罪現場に臨 場して、指紋、 <u>足こん跡</u> 、手口、写真、法医学、 理化学、銃器弾薬類等の 知識を利用して犯罪鑑識 作業に従事した場合 2 職員が、犯罪現場以外 の場所において、指紋、 <u>足こん跡</u> 、手口、写真、 法医学、理化学、銃器弾 薬類等の知識を利用して 犯罪鑑識作業に従事した 場合	[略]	第 2 号の作業 指紋、手口 若しくは写真 又は理化学の 知識、法医学 の知識若しく は銃器弾薬類 の知識を利用 する犯罪鑑識 作業	1 職員が、犯罪現場に臨 場して、指紋、 <u>足痕跡</u> 、 手口、写真、法医学、理 化学、銃器弾薬類等の知 識を利用して犯罪鑑識作 業に従事した場合 2 職員が、犯罪現場以外 の場所において、指紋、 <u>足痕跡</u> 、手口、写真、法 医学、理化学、銃器弾薬 類等の知識を利用して犯 罪鑑識作業に従事した場 合	[略]
[略]			[略]		
第 23 号の作業 航空機搭乗 危険作業	職員が、航空機に搭乗し て著しく危険を伴う作業に 従事した場合 (1) 「著しく危険を伴 う作業」とは、次に掲 げる作業をいう。 ア <u>100キロメートル</u> <u>以上にわたる海上捜</u> <u>索</u> イ <u>高度 100メートル</u>		第 23 号の作業 航空機搭乗 危険作業	職員が、航空機に搭乗し て次に掲げる作業に従事し た場合 (1) <u>100キロメートル</u> <u>以上にわたる海上捜索</u> (2) <u>高度 100メートル</u> <u>以下の低空を30分以上</u> <u>飛行して行う海上捜索</u> (3) <u>ホバリングをして</u> <u>行う降下又は吊り上げ</u>	

	<p>以下の低空を30分以上飛行して行う海上捜索</p> <p>ウ ホバリングをして行う降下又は吊り上げ作業</p> <p>エ その他アからウの作業に相当すると警察本部長が認定した作業</p> <p>(2) 「警察本部長が認定した作業」とは、山岳地等で行う捜索、救助作業で地表面から高度 100メートル以下の低空での作業又は崖、立木等に近接して行う作業をいう。</p> <p>(3) 条例別表第3条第23号の作業の項に規定する「日没時から日出時までの間において警察本部長が別に定める作業」とは、(1)のイからエの作業をいう。</p>			<p>作業</p> <p>(4) 山岳地等で行う捜索、救助作業で地表面から高度 100メートル以下の低空での作業又は崖、立木等に近接して行う作業</p>	
<p>第24号の作業 災害警備等 作業</p>	<p>1 職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、災害現場及びその周辺において行う災害警備、遭難者の捜索若しくは救助、鑑識又はこれらに相当する作業（以下「災害警備等の作業」という。）で、心身に著しく負担を与えると警察本部長が認める作業に従事した場合</p> <p>(1) 「これらに相当する作業」とは、次に掲げる作業をいう。</p> <p>ア 避難誘導活動の作業</p> <p>イ 被害状況調査の作業</p> <p>ウ 死体の収容、検視、検証及び実況見分の作業</p> <p>エ 装備資機材の運搬等の作業</p> <p>オ 臨時的通信施設の設置、運用及び保守の作業</p> <p>(2) 「心身に著しい負</p>	<p>「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は火事、爆発、石油の漏えい若しくは流失、船舶の沈没、航空機事故、列車事故、建造物等の崩壊その他これらに類する事故により生ずる被害をいう。</p>	<p>第24号の作業 災害警備等 作業</p>	<p>1 職員が、異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当すると警察本部長が認める作業に従事した場合</p>	<p>「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は火事、爆発、石油の漏えい若しくは流失、船舶の沈没、航空機事故、列車事故、建造物等の崩壊その他これらに類する事故により生ずる被害をいう。</p> <p>条例別表第3条第24号の作業（以下「第24号作業」という。）の「大規模な災害として公安委員会が定める災害」は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）に基づく災害対策本部若しくは石油コン</p>

	<p>担を与えると警察本部長が認める作業」とは、次に掲げる作業をいう。</p> <p>ア 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数（おおむね10人以上）の死傷者が出た災害が発生した場合において、職員が、引き続き2日以上従事した災害警備等の作業（引き続き2日以上とは、連日当該作業に従事した場合をいい、1日以上の間において当該作業に従事した場合は含まないが、午前零時を挟んで2日に及んだ場合には、引き続き2日間従事したものとみなす。）</p> <p>イ 次に掲げる状況から著しく危険と認められる人命救助の作業</p> <p>(ア) 作業開始時において、当該災害により人的被害が発生している場合</p> <p>(イ) 当該災害の原因となった脅威が、当該作業現場において継続又は生起する可能性が大きいと判断される場合</p> <p>(ウ) (イ)の脅威が生起した場合であって、作業に従事する者の生命又は身体に被害が及ぶおそれがある場合</p> <p>(エ) 緊急を要し、十分な安全を確保できない状況下で作業に従事する場合</p> <p>2・3 [略]</p>			<p>2・3 [略]</p>	<p>ビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害その他警察本部長が定める災害とする。</p> <p>第24号作業の「著しく危険な作業」とは、災害警備等作業に引き続き2日以上従事し、かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場合の当該作業をいう。</p> <p>第24号作業の「立入禁止区域等」とは、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間</p>
--	--	--	--	----------------	---

						における当該区 域と同一地域を 含む。)をいう 。
[略]			[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則別表第24号の作業の規定は、令和6年1月1日から適用する。